

長崎県推し魚 PR キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記「長崎県推し魚 PR キャラクター」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)開業準備実行委員会(以下「実行委員会」という。)に属する。

(使用にかかる申請等)

第3条 キャラクターの使用者は実行委員会に対し、使用用途等について WEB 又は電話により届出を行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。但し、長崎県外に在住の個人や長崎県内に事業所や事務所がない企業や団体が商用目的で使用する場合は、別途協議するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会、長崎県又は西九州新幹線の品位を傷つけ、またはキャラクターのイメージを損なうような方法で使用しないこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないこと。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるような方法で使用しないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者に益する方法で使用しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 物品等には「©長崎県推し魚」との表記を付すること。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 使用にかかる物品等の完成品の写真やデータを提出すること。
- (8) その他、実行委員会が不相当と認める方法で使用しないこと。

(使用中止及び削除の要請)

第6条 実行委員会は、キャラクターの使用がこの要領に違反していると認められるときは、使用者等に対し、当該ロゴマーク等の補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等の措置を要請することができる。

(責任の制限)

第7条 前条の規定により、キャラクターの補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用していた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一

切負わない。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱について必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月8日から施行する。

別記「長崎県推し魚 PR キャラクター」

アジ 推し

「今日から長崎の魚PRしちゃう隊
発足するわ。私は隊長をやる。」

まえなみ さなほ

前波碧参



SANAO Maenami

イサキ 推し

「こう見えても、骨折なんてしたことないし、
意外と健康?と思うっというか、
それにしても、今日も眠いな。」

にとり いつき

似鳥一輝



ITSUKI Nitori

ブリ 推し

「少し時間とつてもいいわ。
私もちょうどあなたに
話したいことがあったので。」

さはら かずよ

佐原師代



KAZUYO Sahara

マグロ 推し

「マグロ養殖業の歴史的展開と今後の展望」という
論文によると1970年に日本でマグロ増養殖技術の
開発がスタートして以降、種苗採捕・養成・網交換など
基礎技術の確立を経て1980年代には早くも
一部民間企業による養殖投資がみられ：」

くろさき ゆづ

黒崎有悟



YUGO Kurosaki

トラフグ 推し

龕場 黄虎

がんば
ここ

「うふふふ、ママシキモカワ。」



KOKO Gamba



